

イギリスの「1965年人種関係法」

山田, 澄子
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494480>

出版情報 : 比較社会文化研究. 7, pp.147-154, 2000-03. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン :
権利関係 :

研究ノート

イギリスの「1965年人種関係法」

山田 澄子

はじめに

現在、エスニック・マイノリティ集団関係政策について様々な研究が各国で行われているが、依然として模索段階にある⁽¹⁾。冷戦構造崩壊後、エスニック・マイノリティによる民族紛争や独立運動が各地で繰り広げられている。また、社会や価値観が多様化し異質性も増大している状況下、民族紛争の解決はたやすい事ではない。ゆえに、21世紀を迎えるに当たって、エスニック・マイノリティ政策は重要な課題となる。グローバリゼーションの進展に伴い、人と金の移動が今以上に活発化し、各地での移民の増大は必至であろう。そこで、有効なエスニック・マイノリティ政策の実現が早急に求められる。

このエスニック・マイノリティ政策の研究にあたって、筆者はイギリスの人種関係政策⁽²⁾を手がかりとする。イギリスにおいて1980年代(以下、年号は下二桁に省略)初期まで、マジョリティとマイノリティの関係は主として「白人」と「非白人」の間の「人種」問題として捉えられてきた⁽³⁾。つまりイギリスにおける人種問題は、肌の色の違う旧植民地であった西インド諸島・パキスタン・インド移民との問題である。この歴史的背景を伴った人種問題の解決のために、時の労働党政府は65年に反差別法である「人種関係法」(Race Relations Act 1965)を制定した。同法は、以下で述べるように、制定にあたって実効力のない法律と化したが、イギリスにおける人種政策の起点となり、様々な意見が交わされた。以降、現在に至るまで、同法は有色人種移民とマジョリティとの良好な人種関係の構築と、「機会の平等」推進のために人種差別撤廃を目指している。ゆえにイギリスの人種関係政策研究には、同法の検証が不可欠である。

そこで筆者は、本稿において、イギリスの人種関係政策を研究する為の予備的作業として、「1965年人種関係法」の内容を紹介する。本稿の構成は以下の通りである。まず、1章では、「1965年人種関係法」制定までの歴史を概観する。2章では、1節で同法を紹介し、2節でその内容を解説した後、問題点を分析する。3章では、同法のその後の

動きを探る。

1章 「1965年人種関係法」前史

現代イギリスにおける人種関係を理解するには、イギリスの人種関係の歴史が重要な手がかりとなるため、本章では「65年人種関係法」制定に至る歴史的経過を概観する。

イギリス人の人種関係構築には、植民地時代の人種政策の歴史が大きく関わっている。イギリスの政治学者シャミット・サガーも、イギリスの人種関係形成には、イギリスと植民地時代の奴隷およびインドとの関係、イギリスとユダヤ人移民およびイギリスとアイルランド移民との関係が重要な影響を及ぼしていると述べている⁽⁴⁾。奴隷貿易の正当化のためにアフリカ人の人種的、文化的劣勢が主張されるようになり、インド人との関係においてもセポイの乱を契機に同様の主張が当てはめられるようになった。ユダヤ人移民との関係においては、非有色人種移民であるユダヤ人を対象にした「外国人法」(Aliens Act 1905)が1905年に制定されたが、この法は、人種的要因以上に経済的要因に基づいた結果であるとされている。アイルランド移民に対しては、イギリス国内の労働力を補うために、1800年に市民権が付与されている。サガーは、以上の人種関係が、戦後の有色人種移民に対するイギリス人の反応を形成したと分析している。

上記のように、イギリスの異人種・多民族観が歴史的に形成されてきた中で、後の60年代に人種問題を惹起させる根源となった「国籍法」(British Nationality Act 1948)が、48年に労働党政府によって制定され、全植民地臣民に市民権が付与された。同法は外交・経済両面の思惑に基づくものであった⁽⁵⁾。同法で「英連邦市民」となったコモンウェルスの「イギリス臣民」は、自国の国籍と共にイギリス市民権も所有し、イギリス本国への入国の自由・居住の権利も保証された⁽⁶⁾。同国籍法は大胆な門戸開放の役割を担っていた。

しかし60年代に、イギリスが「植民地大英帝国主義」から「小英国主義」へと外交路線を転換した結果、コモンウ

エルス市民に対する扱いも変更された。時の保守党政府は、62年に「移民法」を制定し、有色人種移民の入国を阻止しようとした。同法はコモンウェルス市民を「イギリス市民」、「イギリス属領市民」、「イギリス海外市民」の3種類に分類して、居住権を持つパトリアル⁽⁷⁾とそれ以外の市民に区別するという差別を含んだものであった⁽⁸⁾。同法はさらに、父祖が連合王国の出身者であることを要件とする血統主義の要素を盛り込んでいた。このように、同法は、有色人種移民に的を絞って居住を制限するという、市民権を実質的に剥奪する意図を明らかに含んでいたのである。もっとも61年の有色人種移民の人口は、全人口の0.73%に留まり、同年最大のエスニック・マイノリティはむしろアイルランド共和国市民であった。そして62年に至るまでの10年間のイギリスにおける移民の増加率を見ても、アイルランド移民が、西インド系移民より多かったのである⁽⁹⁾。この時期のイギリスは、「多民族社会」⁽¹⁰⁾へと変化し始めた時期にあたり、これ以降81年の国籍法改正に至るまで、移民の規制を強化していくプロセスが進行した。この移民規制のプロセスは、移民問題が帝国解体の過程で政治問題化されるようになったと同時に、人種問題が外交問題としての移民問題から切り離され、国内問題としてのみクローズアップされていくプロセスでもあった⁽¹¹⁾。そして、人種差別への労働党の取り組みは、そうした偏向を持つ最初の「62年移民法」を阻止できなかったことへの反省の下に開始されたのであると、イギリスの政治学者であるアンソニー・レスターとジェフリー・パインズマンは述べている⁽¹²⁾。

移民法制定にもかかわらず、有色人種移民の存在が社会問題化し、各地で反移民感情が白人によるカラードへの暴動という形で表出した。そこで、64年に政権を執った労働党政府も、更なる移民規制強化の方針を超党派で決定せざるを得ず、65年8月2日に移民規制を表明した『英連邦移民白書』(White Paper on Immigration from the Commonwealth)を公表した。この白書はイギリス社会の受容能力範囲内で移民を受け入れることとして移民規制を眼目としていた⁽¹³⁾。しかし同時に多民族社会の現実を認識して国内的には統合政策(integration policy)を展開していくという内容をも含んでいた。すなわち、そこには既にイギリス国内に住んでいる有色人種移民を、イギリス社会に平和裡に受け入れていかなければならないという労働党政府の決意表明が示されていたのである。その趣旨から、具体的には、住宅・教育・雇用に関する対策、移民集住地区への財政援助および英連邦移民全国委員会(National Committee for the Commonwealth Immigrants)の設立などがうたわれていた⁽¹⁴⁾。しかし、移民を第二級市民として下位に位置づけ、特に有色人種移民の存在が問題惹起の原因であるとの見解が示されていたことにも注意しておくべきだろう⁽¹⁵⁾。

ともあれ統合に関する部分にかなりの紙幅が割かれていることから、政府が有色人種移民による暴動の発生を如何に憂慮していたかが伺える。当時反移民感情は国民の中にも強く存在したため⁽¹⁶⁾、白書は野党保守党からも歓迎され、労働組合会議(Trade Union Congress)やイギリス産業連盟(Confederation of British Industry)も白書への支持を表明した。

以上の歴史的経緯の下、労働党の党是である「平等」に反する「62年移民法」を阻止できなかったという反省と共に、先の白書で宣言した統合政策実現のため、労働党政府は65年に、最初の「人種関係法」(Race Relations Act 1965)を制定した。つまり、今後は移民を規制はするが、すでにイギリス国内にいる有色人種移民は平和裡にイギリス社会に同化させるという狙いで同法を制定したのである。同法は既に、64年選挙綱領で人種関係法制定を公約に掲げており⁽¹⁷⁾、政権を執った同年からすぐに「人種関係法」の実現に向けて動き出し、65年に制定に至ったものである。しかし労働党は、野党保守党との政治的軋轢の末、規定範囲が「公共の場所」における差別禁止に限定されるなど、制定にあたっては制約を被ることとなった。

2章 「1965年人種関係法」：1965年11月8日⁽¹⁸⁾

本章では、第1節で、65年11月8日に制定された「1965年人種関係法」の主要部分を逐条訳した上で、第2節でその解説を行い、問題点について述べることにする。

1節 「1965年人種関係法」

本法は、全文8条と附則から構成されている。

議会上・下院の助言および同意に基づき、女王陛下により以下の通り制定される。

1条 公共の場所における差別

(1) 本条が適用される公共の場所(places of public resort)⁽¹⁹⁾における所有者、管理者または使用人が、その公共の場所に立ち入りをする者またはその公共の場所にある施設もしくはサービスを利用する者に対して、肌の色(colour)、人種(race)、またはエスニックもしくはナショナル・オリジンを理由として差別することは違法となる。

(2) 本条は以下の公共の場所に適用される、つまりー

(a) ホテル、レストラン、カフェ、パブまたはこれら公共の施設内での飲食提供の場所；

(b) 劇場、映画館、ダンスホール、スポーツ競技場、プールまたはその他公共の娯楽・レクリエーション施設；

- (c) 定期的な公共輸送サービス機関の建造物、車両、船舶、航空機；
- (d) 地方公共団体 (a local authority) またはその他の公共機関 (other public authority) が管理する公共の場所。
- (3) 本条の目的のために、公共の場所への立ち入り、または、その公共の場所にある施設およびそこでのサービスの利用が他の人々には可能であるのに、同様の方法および条件でその公共の場所への立ち入り、またはその場所の施設にあるサービスの利用を特定の者に拒絶 (refuse) または無視 (neglect) することは差別である。
- (4) 但し、本法3条および4条の規定にかかわらず、本条のみを理由として、不法な作為または不作為に関し、民事または刑事訴訟を提起することはできない。
- (5) 本条においては「ホテル」とは、本条が定める理由に基づいた差別は別として、1956年ホテル経営者法 (Hotel Proprietor Act 1956) にいうホテル (支払能力がありサービスを受けるのにふさわしい状態にある旅行者に、特別契約なしに、飲食物を提供したり、求めに応じて宿を提供する経営者所有の施設) および同ホテル法にいうホテルに該当するあらゆる施設をいう。
- 2条 人種関係委員会および調停委員会
- (1) 本法1条にいう人種差別違反行為の遵守を確保 (secure) し、同条の規定から生じる問題解決の目的のために、内務大臣によって任命される委員長および2名の委員からなる人種関係委員会 (The Race Relations Board) として知られる委員会を設置する。
- (2) 人種関係委員会は本条の目的のために必要と考えられる地域に、地方調停委員会 (local conciliation committee) を設置する。地方調停委員会の仕事は以下の通りである—
- (a) 本法第1条違反の差別を受けたと申し立てる、本人または代理人からの書面による、調停委員会への申し立て (complaint) を受理し検討する (consider) こと (人種関係委員会へなされた申し立ておよび人種関係委員会から調停委員会に照会された申し立てを含む)；
- (b) 申し立てられた事実に関し、必要と考えられる場合に調査 (inquiry) を行うこと；且つ
- (c) 第1条に該当すると思われる場合には、最善の努力で当事者と協議 (communication) すること、または当事者間の意見の相違の調整および申し立てを受けた者が第1条違反のさらなる差別を行わないように、十分な保証の確保を行うこと。
- (3) 地方調停委員会が前項 (c) にいう解決もしくは保

証を確保する事ができず、または保証の遵守が疑わしいと思われるときには、地方調停委員会は人種関係委員会にその事実を報告する。

報告の結果、もし人種関係委員会が一

- (a) 第1条違反の行為が、同条が適用される公共の場
で繰り返し行われ (a course of conduct)；且つ
- (b) その行為が継続して行われると考えるとき、
人種関係委員会は、場合により、その事実を法務総裁 (Attorney General, Lord Advocate) に報告する。
- (4) 地方調停委員会は、人種関係委員会の要請があるとき、地方調停委員会の職務行使に関する定期報告を提出する。人種関係委員会は、内務大臣が命じるとき、人種関係委員会の職務行使に関する年次報告を行い、内務大臣は当該報告書を議会へ提出する。
- (5) 人種関係委員会および地方調停委員会に関わるものとして、本法別表の附則を定める。
- (6) 1957年下院欠格法 (House of Commons Disqualification Act 1957) 別表第2部 (同法で規定されている全ての者) に、「1965年人種関係法第2条の下に設立された人種関係委員会および同委員会により設置された地方調停委員会」の文言を (アルファベット順に適切に) 付加する。

3条 イングランドとウェールズにおける第1条施行のための民事訴訟手続き

- (1) 本条第1条の禁止命令 (injunction) による執行を求める民事訴訟は、イングランドおよびウェールズにおいては法務総裁によって提起される。もし本条に基づく訴訟において、裁判所 (court) が—
- (a) 被告 (本人またはその使用人もしくはは代理人) が本法第1条に該当する公共の場所に関して、同条違反の行為を繰り返し行い；且つ
- (b) 裁判所の命令によって中止しなければ、被告は同条違反行為をひき続き行うであろうと判断するとき、裁判所はあらゆる事情を考慮した上で、適切な禁止命令、特に差別行為、差別行為の原因となる行為または差別行為を許す行為の禁止命令を、与えることができる。
- (2) 本条の訴訟手続きにおいて、人種関係委員会、地方調停委員会、又は両委員会の職員の行った協議の資料は、本法第2条において、訴訟当事者の同意 (consent) がなければ証拠として認められない。
- (3) 県裁判所 (a country court) の管轄権に関するいかなる法律や規則にも関わらず、本条の民事訴訟は県裁判所に提起できる。既に提起されている民事訴訟は1959年県裁判所法 (Country Court Act 1959) 第109条 (2) 項にいう民事訴訟に含まれる (事実訴訟)。

4条 スコットランドにおける第1条施行の為の民事訴訟
手続（省略）⁽²⁰⁾

5条 賃貸借権（tenancies）の売却（disposal）に際して
の差別規制

(1) 賃貸借権の対象とされる家屋の権利を第三者に売却
する際、賃貸人の許可または同意が必要とされている
場合に、その許可または同意が、肌の色、人種、また
はエスニックもしくはナショナル・オリジンを理由と
して拒否されるときは、その拒否は不当なものとなさ
れる。

但し、賃貸人が自己の住宅の一部に居住し、且つ賃
借人が賃貸人と共通して便益利用の権利（住宅に出入
りする便益利用権を除く）を有する賃貸借権には、上
記の規定は適用されない。

(2) 肌の色、人種、またはエスニックもしくはナショナ
ル・オリジンに言及して、賃貸借権の対象とされる家
屋の権利を第三者に売却することを禁止する趣旨の書
面契約・捺印契約は、賃貸人の同意（consent）がない
場合は、売却を禁止するものと解釈する。

(3) 本条において「賃貸借権」とは、賃借（lease）もし
くは転賃借（sublease）によって生じる賃貸借権、そ
の両者の契約によって生じる賃貸借権、または賃貸借
契約もしくはその全ての契約履行によって生じる賃貸
借権をいう。「売却」には賃貸借権の対象となっている
建物に関連して、建物全部または一部に対する所有権
の賃借契約および、転賃借または分譲（parting）契約に
対する売却を含む。

(4) 本条の規定は、本法施行前および施行後に生じた賃
貸借権に適用される。

6条 公共の秩序維持

(1) イギリス国内のあらゆる公共の地域（any section of
the public in Great Britain）において、肌の色、人種、
またはエスニックもしくはナショナル・オリジンを理
由とした憎悪を扇動する意図で以下のことを行った者
は、本条違反として処罰される－

(a) 恐喝、罵倒もしくは侮辱的な文書を公開（publish）
したり頒布（distribute）した者；または

(b) 恐喝、罵倒もしくは侮辱的な言葉を公共の場（public
place）もしくは公共の集会（public meeting）で使
用した者。

(2) 本条において、次の表現は以下の意味である、つま
り：－

「公共の集会」および「公共の場」とは、1936年公共
秩序法（Public Order Act 1936）のいうものをいう。

「公開」および「頒布」とは、社会全般またはこれを
行う者が所属している団体の会員で専ら構成していな

い公共の地域への発行または配布をいう。

「文書」（written matter）とはあらゆる書類、掲示ま
たは認識できる表示が含まれる。

(3) 本条に違反する者は以下の責を負う－

(a) 略式裁判による6ヶ月以下の禁固もしくは200ポ
ンド以下の罰金、またはその両者；

(b) 正式裁判による2年以下の禁固もしくは1千ポ
ンド以下の罰金、またはその両者；

しかし、本条違反に対する告訴は、イングランドとウ
ェールズでは、法務総裁だけが法務総裁本人の同意で提
起できる。

7条 1936年公共秩序法第5条は、以下の条文に置き換えら
れる：－

「第5条 公共の場もしくは公共の集会において、

(a) 恐喝、罵倒あるいは侮辱の言葉の使用もしくは行
為、または

(b) 恐喝、罵倒あるいは侮辱の文書、掲示もしくは認
識できる表示の公開もしくは頒布を、

治安案乱を起こすことまたは起こされるであろうこと
を意図して行う者は、処罰される。」

8条 附則

(1) 本法は1965年人種関係法と称される。

(2) 本法は、成立の日から1ヶ月を経過した日から施行
される。

(3) 本法は、1957年下院欠格法修正として、第2条を除
いては、北アイルランドに及ばない。

別表：人種関係委員会および地方調停委員会に関する諸規定
[人種関係委員会]

1条 人種関係委員会の委員に任命された者は任命期間中
在職するが、いつでも辞任できる。辞任者は再任の
資格を有する。

2条 人種関係委員会は、内務大臣の助言および大蔵大臣
の同意により、職員および使用人を任命する。人種
関係委員会は、1965年老齢退職手当修正法（Super-
annuation Act 1965）別表2第25条に規定されてい
る機関に含まれる。

3条 (1) 内務大臣は大蔵大臣の同意により、人種関係委
員会の委員に給料および手当を支払う。

(2) 人種関係委員会は、大蔵大臣の同意および内務
大臣の助言により、職員および使用人に給料および
手当を支払う。

4条 本別表第3条(1)項における内務大臣の費用および
第3条(2)項における人種関係委員会の費用は、議
会で賄われる財源で支払われる。大蔵大臣の同意に
より、内務大臣は人種関係委員会の他の費用を承認

できる。

[地方調停委員会]

- 5条 地方調停委員会の委員長および委員は、人種関係委員会によって任命される。
- 6条 本別表第1条は、人種関係委員会に関連する地方調停委員会に適用される。
- 7条 人種関係委員会は、大蔵大臣の同意および内務大臣の承認により、地方調停委員会の委員および、調停委員会の職務執行を補佐する者または職務執行に関する者への手当て、旅費その他の手当てを支払う。人種関係委員会は地方調停委員会のその他の費用につき、承認された範囲内の額を支払う。

2節 「1965年人種関係法」の解説と問題点

「1965年人種関係法」は人種差別を違法化した最初の法律であった。同法は、肌の色、人種、またはエスニックもしくはナショナル・オリジンを理由とする「公共の場所 (places of public resort)」における差別を違法化すると共に、家屋賃貸借の売却に際しての差別を規制している。具体的には、ホテルやパブなどの公共の施設内にある飲食提供の場所、劇場・映画館などの公共の娯楽・レクリエーション施設、公共輸送サービス機関、地方自治体が管理する場所等の、「公共の場所」における差別が規制の対象とされている。その際、差別は「公共の場所への立ち入り、またはその公共の場所にある施設およびそこでのサービスの利用が、他の人々には可能であるのに、同様の方法および条件でその公共の場所への立ち入り、またはその場所の施設にあるサービスの利用を特定の者に拒絶または無視すること」(1条3項)と定義されている。

違法差別を受けた者は、その差別に対する救済の申し立てを監視機関に行うが、監視機関の機構と調停手続は概略次の通りである。違法差別を監視するための中央機関として人種関係委員会が設置される。有色人種の集住地区や差別問題が頻発する地区など、必要と思われる地域に、人種関係委員会は地方調停委員会を設置する。地方調停委員会は差別を受けた者からの訴えを受理し、当事者間の説得と調停によって、差別行為中止の保証を確保する。しかし、調停が不調に終わった場合は、地方調停委員会はその旨を人種関係委員会に報告する。その報告を受けた人種関係委員会は、差別行為が繰り返し行われ、且つその差別行為が継続するであろうと考えられる場合には、その旨を法務総裁に報告する。

「公共の場所 (places of public resort)」における人種差別行為の禁止命令を求める民事訴訟は、法務総裁によって提起される。差別行為が連続して行われ、且つ、裁判所の禁止命令によってしかその差別行為が中止されないと判

断される場合、裁判所は差別行為の中止等の禁止命令を出す。しかし、調停協議における内容は、当事者の合意がなければ証拠として認められない。

また、イギリス国内の「公共の場所」における人種的憎悪を扇動する言動は、犯罪として刑事罰が科せられるが、この刑事訴訟は法務総裁だけが提起できる。

以上が「1965年人種関係法」の主たる内容であるが、問題点として以下の二点が考えられる。

第一は、本法が適用され、違法差別とされる対象分野が狭い点である。

差別行為については、「公共の場所 (places of public resort)」における差別行為だけが違法差別の対象とされており、人種差別問題が頻発する雇用、住宅および商業サービスなどの分野は本法第1条の適用外となっている。イギリスに入国したばかりの移民にとっては、まず住宅と仕事の獲得が不可欠であり、この分野での差別の存在は彼らにとって深刻な問題となる。しかし、雇用、住宅分野での過酷な差別実態についての報告が、英連邦諮問委員会から公表されていたにも関わらず⁽²¹⁾、この分野の差別は違法化されなかった。これに引き換え、65年法で規定されている、パブなどの飲食物を提供する「公共の場所 (places of public resort)」での差別禁止は、アルコール飲用が禁止されているイスラム教信者が多数を占める移民にとっては、ほとんど無関係である。また、会員制の施設が対象外であることなどに鑑みると、本法によって差別を包括的に解消することは困難である。他方、賃貸借権の売却における差別規制においても、たとえ差別が行われても、それは不当とみなされるだけで何らの制裁も用意されていないため、実効的な差別解消は期待できない。

第二は、違法差別の中止を目指す人種関係委員会の調停機能が弱い上に、調停に時間がかかることである。

調停委員会による、当事者間の意見の相違の解決・保証の確保などという調停機能は、実質的効果があまりない。また、差別禁止命令を求める民事訴訟は、被害者本人は提訴できず、法務総裁によってのみ提起される。そしてたとえ提起されたとしても、差別が繰り返し行われないと裁判所は禁止命令を出さないため、その間に差別の被害が大きくなる恐れがある。また、調停の過程で集められた情報は、当事者の「合意」がなければ裁判所で証拠として認められないため、裁判に持ち込み勝訴するだけの十分な証拠が揃えられないケースが多い。唯一、罰則規定が設けられた「人種的憎悪の扇動」条項についても、違反行為の要件として、「人種的憎悪を扇動する意図」という動機の存在の証明が求められているため、有罪に持ち込むことは極めて困難である。しかも、この刑事訴訟も、法務総裁だけが提起可能である。

以上の問題点を鑑みると、同法による差別解消の効果は、あまり期待できないのである。

3章 その後の動き：「68年人種関係法」⁽²²⁾、「76年人種関係法」⁽²³⁾など

「人種関係法」の68年、76年改正は、上記の問題点にならざるにほどこ対応しようとするものであった。

1節 68年人種関係法

「68年人種関係法」では、違法差別が以下のように、より明確に定義された。すなわち、差別とは、「人が、肌の色、人種、またはエスニックもしくはナショナル・オリジンを理由として、ある者を他の人々を処遇するよりも、または処遇しようとしているよりも非好意的 (less favourably) に処遇することをいう。これらの理由のいずれかに基づいてある者を他の者から隔離 (segregation) することは、他の者よりも非好意的に処遇していることになる」(1条)。

また、違法差別の適用範囲が、雇用(3, 4条)・住宅(5条)・諸サービス(2条)にまで拡大された。人種関係委員会の調停機能も強化され、被害者の訴えを前提としない独自の調査権(17条)、民事訴訟を提起する権限(19条)が、同委員会に付与された。

しかし、なお残る問題点として以下の3点が挙げられる。

- ① 各条項の「諸サービスを求める者を拒絶 (refuse) したり故意に無視すること (deliberately omit)」という差別の定義は「意図的差別」を意味している。そのため、65年法と同様に、動機の確定が困難なため、違法差別とならないケースが多い。
- ② 人種関係委員会の権限は若干強化されたとはいえ、依然として強制力を欠き、未だ十分な差別解消の効果を上げえない。
- ③ 「企業または企業内の特定部門で、異なる人種グループ間の合理的なバランスを図りまたは保持する目的で、善意 (in good faith) で行う、雇用契約または企業内の仕事に対する選択に関する差別は違法とはならない」(8条2項)という規定において、「善意 (in good faith)」の意味が曖昧であるため、差別の違法化に厳格さを欠く結果となっている。また船舶における雇用に関して、寝室、食堂、衛生施設などの共同使用が強いられる場合は違法差別の対象外とされており(8条2項)、差別意識を黙認する状況が生み出されている。

2節 76年人種関係法

「76年人種関係法」では、違法差別は以下のように定義

された。

「(1) 本法の全条の目的に関連したいかなる状況においても、以下のことは差別を行うことである。

- (a) 人種を理由にある者を、他の人々を処遇するよりもしくは処遇しようとしているよりも非好意的 (less favorably) に処遇すること。または
- (b) ある者が、異なる人種グループに、平等に要件あるいは条件を適用する場合、もしくは適用しようとする場合、
 - (i) その適用を受ける人種グループの割合が、適用を受けない人種グループの割合より少ないとき。および
 - (ii) 適用する者が、適用を受ける者の肌の色、人種、国籍、またはエスニックもしくはナショナル・オリジンの別なく、その適用に対する正当性を示せないとき。および
 - (iii) 適用を受ける者が、その適用に応じられずに、損害を被るとき。

(2) 本法の目的のために、人種を理由に、ある者を他の人々から隔離することは非好意的に処遇していることであることを、ここに宣言する(1条)。」

ここでは差別の根拠として「国籍」が加えられている。さらに、直接差別だけでなく、結果として差別的効果を持つ間接差別も違法差別となった。違法差別の適用範囲は、各組織(事務所、会社、組合、許認可機関、職業訓練所、職業安定所、警察、教育機関・施設、流通、サービスなど)にまで拡大された。また人種関係委員会に代わって、人種平等委員会 (Commission for Racial Equality) が設立されて、同委員会の機能強化が行われた。その結果、公式調査権(48条)、証人の出席・記録の提出・証拠の提供命令権(50条)、差別停止通告発行権(58条)、個人救済支援の裁量権などが付与され、弁護士斡旋や訴訟費用の扶助も可能となった(66条)。同法は75年制定の「性差別禁止法 (Sex Discrimination Act 1975)」と共に、車の両輪として、差別撤廃に尽力することを求められた。

問題点として以下の2点が挙げられる。

- ① 警察制度の差別に対する民事訴訟は警察所長を相手に提起され、賠償金も警察の財源でまかなわれるため(16条)、恣意的に却下されるケースが多い。この警察のケースで代表されるように、制度上の差別 (institutional discrimination) の撤廃が困難であり、この問題は現在でも差別対策の最大の課題として取り組まれている。
- ② モデル、特定の飲食店、介護などに関する例外(5

条)、職業訓練機会の例外(37条)などを始めとして例外規定が多く、包括的に差別を除きにくい状況がある。

3節 その後

以上の問題点を改善するために、85年と92年に人種平等委員会は、改正案を内務大臣に提出した。しかし、85年度は何らの回答も得られず、92年度は考慮されつつもほとんど改善されなかった。しかし、警察官による黒人青年ステファン・ローレンスの暴行致死事件に端を発して、差別撤廃に対する国民および関係者の意識が高まり、98年4月30日に再度改正提案⁽²⁴⁾が出された。その結果、99年12月14日に上院に改正法案⁽²⁵⁾が提出され、現在審議中である。改正内容として、制度上の差別撤廃策や機会均等の強化策などが盛り込まれており、法案通過が期待されている。

終わりに

本稿では、イギリスのエスニック・マイノリティに対する差別を解消するため、労働党政府により制定された「65年人種関係法」を中心に紹介し、その問題点を明らかにした。そこでは、同法は差別解消には実効力のないことが明らかにされた。実際、67年に出されたPEP(政治計画企画)による差別実態報告書では、同法が差別解消にあまり寄与していない事実が明らかにされている⁽²⁶⁾。その報告書の描く過酷な差別の実態につき、『タイムズ』は「マイノリティの中でも、カラード(有色人種移民のこと)は肌の色で差別されていることが判明した」と大々的に報道している⁽²⁷⁾。また、有色人種移民に対する雇用、住宅、自動車保険での差別の存在や、西インド系移民に対する差別の激しさも明らかにされている。

65年法制定過程において、反対者を説得するために「同法は機会の平等を与えるだけのもので、それ以上でも以下でもない⁽²⁸⁾」と議会で発言されているが、この「機会の平等(equal opportunity)」については、もっと詳細に掘り下げて検討する必要があるだろう。しかし、65年から30年以上経過した現在でも、未だに、エスニック・マイノリティは多くの差別に苦しんでいる現状に鑑みれば、「結果の平等」の検討も射程に入れる必要があるかもしれない。この点との関連では、65年法制定当時、同法に対する反対理由の一つとして、イギリスの伝統的「自由」思想があったことにも言及しておかねばならない⁽²⁹⁾。

遅々としてではあるが、イギリスでは日々、差別撤廃に向けて努力が払われている。

その経過を「68年人種関係法」、「76年人種関係法」、「98年改正案」を通し詳細に検討する作業は、他日に譲ることとする。

注

- (1) 梶田孝道編『国際社会学』名古屋大学出版会、1994年、31-34頁。エスニック集団関係研究には様々なアプローチがあるが、梶田氏は、人種主義、同化主義、多元主義、分離・独立主義の4種類の類型化を行っている。
- (2) イギリスにおけるエスニック・マイノリティに対する処遇は、法律上かなり寛大な政策が実施されている。それにも関わらず、マイノリティへの差別は依然として存在するため、各関係機関は差別撤廃に向けて日々尽力している。筆者はその活動を参考にしたいと考えている。
- (3) 若松邦宏「イギリスにおける人種関係政策の展開と現状」『国際政治』第110号、1995年、23頁。
- (4) Saggat, Shamit, "Race and Politics in Britain"(Harvester Wheatsheaf, 1992) pp.0011-18.
- (5) Layton-Henry, Zig, "The Politics of Race in Britain"(Blachwell, 1984) p.13.
- (6) British Nationality Act 1948 第1・2・3・条
石田玲子「イギリスにおける英連邦移民政策の展開(上)」『歴史学研究』第582号、1988年、3頁、参照。
- (7) 「パトリアル」とは居住権を有する市民を意味する。石田、前掲書、5頁。
- (8) Rose, E.J.B. and Associates, "Colour and Citizenship: A Report on British Race Relations" (Oxford University Press, 1969) p.72.
- (9) 中村義幸「イギリスにおける出入国・在留法の現状と課題」『明大社会学紀要』第28巻第1号、1989年、135頁。
- (10) Lester, Anthony & Bindsman, Geffery, "Race and Law" (Harmondsworth, 1972) p.10.
- (11) 山上進「1971英国移民法(その一)」『外人登録』第226号、11頁。
- (12) Lester, Anthony & Bindsman Geffery, op.cit., p.120.
- (13) Cmnd.2739: "Immigration from the Commonwealth" (Aug. 1965) pp.2-5.
- (14) Ibid. pp.10-18.
- (15) Ibid. p.10.
- (16) 『The Times』(Dec.14, 1965), Layton-Henry, op.cit., p.64.
- (17) Craig, F.W.S.(ed) "British General Election Manifestos 1959-1987" (Political Reference Publications) p.96.
当時労働党は64年総選挙に「移民規制と共に、人種的憎悪の扇動の違法化と人種調和促進への資金援助」という政策を掲げていた。66年選挙綱領で「移民問題においては外国人およびコモンウェルス移民の地位について改善を図ること」が約束されていた。これに対し保守党は移民規制を強調し、かろうじて「国内の移民の平等な処遇」について言及しているだけであった。
- (18) "Race Relations Act 1965"
石田玲子「英国における人種関係法の立法過程」『朝鮮研究』第152号、1975年、8-21頁。
高島武子「長期在留外国人の管理に関する比較法的研究」『法務研究報告書』第61集第3号、1974年、99-102頁。「1965年人種関係法」の筆者の訳には、両者の訳を部分的に参照、引用している。
- (19) ここでいう「公共の場所」(places of public resort)とは、一般の人が誰でも自由に立ち入り出来る公の場所の意味である。一般的にいう「公立」、「国立」、「官」などの意味ではない。
- (20) スコットランドは、イングランドおよびウエールズと司法制度が異なるため、第3条における民事訴訟は「法務総裁(Attorney General)」ではなく「総務総裁(Lord Advocate)」によって提起され、禁止命令は「裁判所」ではなく「執行官

(sheriff)」が出す。

- (21) “The Commonwealth Immigrants Advisory Council Report” (1963, 1964)
- (22) “Race Relations Act 1968”
- (23) “Race Relations Act 1976”
- (24) Commission for Racial Equality, “Reform of the Race Relations Act 1976” (1999).
- (25) Parliamentary copyright House of Lord, “Race Relations (Amendment) Bill”.
- (26) “Political and Economic Planning Report on Racial Discrimination” (PEP, 1967) p.5.
- (27) “The Times” (April, 1967).
- (28) Parliamentary Debates: House of Commons, “Order of Second Reading”, cols 161-167.
- (29) Poulter. Sebastian, “Ethnicity, Law and Humanrights” (Clarendonpress Oxford, 1998) pp.29-30.